

エディオンカード会員規約：改定箇所

■エディオンカード会員規約

改定後	現行
第2条 (7) (7) カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードに表示した月の末日までとします。 当社が引き続き会員として適当と認める場合は会員毎に定められた時期に更新するものとします。 <u>ただし、カードの有効期限に関わらず、当社と提携先との間におけるカードリニューアル発行、当社の提携先との提携関係の解消又はサービス提供に必要な重要なシステム変更により、サービス提供の継続が困難となった場合には、当社は、会員に対し予め通知のうえ、会員資格を喪失させることができるものとします。</u>	第2条 (7) (7)カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードに表示した月の末日までとします。 当社が引き続き会員として適当と認める場合は会員毎に定められた時期に更新するものとします。
第24条 (カード・サービス利用料の支払方法) 会員は、毎年提携先の定める所定の時期にサービス利用料 <u>(提携先債権)</u> を <u>提携先所定の方法により提携先に</u>支払うものとします。	第24条 (カード・サービス利用料の支払方法) 会員は、毎年提携先の定める所定の時期にサービス利用料をカードショッピングの利用代金（1回払い）として支払うものとします。

以上